

笠岡市高齢者タクシーチケットマイナンバーカード移行業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「笠岡市高齢者タクシーチケットマイナンバーカード移行業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 笠岡市高齢者タクシーチケットマイナンバーカード移行業務委託
- (2) 内 容 別紙『笠岡市高齢者タクシーチケットマイナンバーカード移行業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）』のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 選定方式 公募型プロポーザル方式

4 見積限度額 10,703,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 スケジュール

- (1) 公募の開始（告示） 令和7年5月 1日（木）
- (2) 質問書の提出期限 令和7年5月14日（水）12時まで
- (3) 質問に対する回答予定 令和7年5月21日（水）までにホームページで回答
- (4) 参加表明書等の提出期限 令和7年5月27日（火）17時まで
- (5) 企画提案書等の提出 令和7年6月10日（火）17時まで
- (6) プレゼンテーション 令和7年6月20日（金）
- (7) 選考結果の通知 令和7年6月27日（金）まで
- (8) 契約締結 令和7年7月初旬

6 参加資格

参加できる者は、次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 令和7年度笠岡市競争入札（見積）参加資格を有している者であること。

ただし、参加資格を有していない場合は、企画提案書等の提出期限までに参加資格の登録を完了すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 笠岡市の指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 市税、県税及び国税の滞納がないこと。
- (5) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 2 号に規定する暴力団若しくは同条 6 号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (6) 参加資格申請書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと。

7 実施要領等の入手方法

実施要領、参加申込書その他公募に係る資料・様式は、笠岡市 H P 内の企画政策課ホームページからダウンロードすること。

(<https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/6/>)

8 参加申込み

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類
 - ①参加申込書（様式第 1 号）
 - ②納税証明書（国税、岡山県税、笠岡市税に滞納が無いことの証明）
 - ③返信用封筒（切手を貼ったもの）
- (2) 提出方法
 - 「公募型プロポーザル参加申込書在中」と明記した封筒に前号の書類を同封し、持参又は郵送すること。（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。）
- (3) 提出先
 - 〒714-8601 岡山県笠岡市中央町 1 番地の 1
 - 笠岡市政策部企画政策課
- (4) 提出部数
 - 1 部
- (5) 提出期間
 - 令和 7 年 5 月 27 日（火）17 時まで（時間厳守・郵送の場合必着）
 - ※受付は、土日祝日を除く、8 時 30 分から 17 時 15 分まで
- (6) 参加資格の確認通知
 - 参加申込書に記載された住所へ通知
- (7) 提出意思のある者が 1 者であった場合の取扱い

(1) に定める参加意志表明書の提出者が 1 者であった場合も、プレゼンテーションは実施し、受託候補者として選定するかを総合的に判断する。

9 質問回答

(1) 本件に関する質問については、質問回答書（様式第 5 号）により受け付ける。

(2) 受付期間

令和 7 年 5 月 1 4 日（水）1 2 時まで

(3) 提出方法

笠岡市企画政策課のメールアドレスへ電子メールで通知とする。

メールアドレス kikakuseisaku@city.kasaoka.lg.jp

(4) 質問回答

令和 7 年 5 月 2 1 日（水）までに順次企画政策課ホームページへ掲載。

10 提案書類の作成及び提出

企画提案への参加の通知を受けたものは、下記書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第 6 号）

イ 参加者概要（様式第 7 号）

ウ 参加者の主要業務実績（様式第 8 号）

エ 業務に係る企画書（様式第 9 号）を付した企画提案書（任意様式）

キ 参考見積書（様式第 10 号）

（アからキまでを A 4 縦左綴で全てのページに番号を付してください。）

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 7 部（副本はコピーで可）

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。）

(4) 提出先

〒714-8601 岡山県笠岡市中央町 1 番地の 1

笠岡市政策部企画政策課

(5) 提出期間

令和 7 年 6 月 1 0 日（火）1 7 時まで（時間厳守・郵送の場合必着）

※受付は、土日祝日を除く、8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで受付期間

(6) その他

企画提案書は、1者につき1案とする。なお、企画提案書を受け付けた後の追加や修正は認めない。

1.1 プレゼンテーション

- (1) 日 時 令和7年6月20日（金）13時から

※詳細については、参加申込の確認後に通知します。

- (2) 場 所 オンライン（Zoom）

- (3) 出席者 2名以内

- (4) 時 間 プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度とする。

- (5) そ の 他 上記10(1)エの資料を用いて説明すること。

オンラインでの実施としているため、画面共有により資料の説明を行うこと。

当日の追加資料は受け付けない。

1.2 評価基準 別紙評価基準表のとおり

1.3 選考方法

- (1) 評価基準に基づき、企画提案書、プレゼンテーション等の審査により行います。

- (2) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、次点の者と交渉を行います。

- (3) 最高点が同点の場合は、参考見積書の金額の低い者を優先交渉者とする。さらに参考見積書の金額が同額である場合は、くじ引きとする。

- (4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とします。

ア 参加申込がされていない、又は参加資格の審査により参加不可となった者

イ 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者

ウ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている者

エ プレゼンテーションに参加しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者

カ 参考見積書の金額が見積限度額を超えている者

1.4 選考結果の通知・公表

選考結果は、優先交渉権者が決定後、プレゼンテーションに参加した全者に次の事項を書面で通知します。ただし失格となった場合は、別途通知します。

- ・ 通知する者の得点 ・ 優先交渉者名と得点
- ・ その他の参加者の名称のない得点一覧

1 5 提出書類について

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、笠岡市情報公開条例に基づき対応するので、第三者に開示する場合があります。

しかし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認める情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文章により申し出ること。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とする。

- (3) 提出期限以降における訂正、差換えは、市から指示があった場合を除き認めない。
- (4) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の責任者および担当者は原則変更できないものとする。やむを得ない理由で変更する場合には、笠岡市と協議の上決定するものとする。

1 6 契約の締結

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。ただし、市が認めた場合（一部の業務を第三者に再委託する）はその限りではない。
- (3) 個人情報を取扱う場合には、笠岡市個人情報の保護に関する法律施行条例、笠岡市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則、笠岡市情報セキュリティポリシーに基づきこれを適切に取り扱うものとします。また、委託業務の履行に関し、受託者の責に帰する故意又は重大な過失により市又は第三者に対して損害を及ぼしたときは、受託者がその損害額を負担するものとする。ただし、その損害が天災その他の不可抗力によるときは、その負担について市と受託者で協議の上定めるものとする。
- (4) その他契約に関する条項は笠岡市契約規則によります。

1 7 その他

- (1) 仕様書に記載のない事柄についても、積極的に提案をし、当該事業がより良いもの

になるようにすること。

- (2) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。
- (4) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）は、笠岡市情報公開条例に基づき開示請求があった時は公開することがあること。
- (5) 当該業務の受注者から提出された資料（企画提案書を含む。）は、笠岡市情報公開条例に基づき開示請求があった時は公開することがあること。
- (6) 企画提案書の著作権は、その企画提案書を作成したものに帰属するものとしますが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより市が無償で利用できるものとする。

1 8 問合せ先

笠岡市政策部企画政策課 担当：笠原

〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1

電話 0865-69-2112

FAX 0865-63-0228

メールアドレス kikakuseisaku@city.kasaoka.lg.jp